仕　様　書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課
（担当　神農、麻生　電話 075－222－3964）

件　　名	南部クリーンセンター室内環境濃度測定委託
契　約　期　間	契約の日の翌日から令和９年１月３１日まで
契　約　条　件	別紙　仕様書のとおり

別紙

作業環境測定仕様書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課
（担当　神農、麻生　電話 075－222－3964）

1　委託業務等名

南部クリーンセンター室内環境濃度測定委託

2　履行場所

南部クリーンセンター（所在地：京都市伏見区横大路八反田２９番地）

3　調査地点（各１検体）

南部クリーンセンター内の以下１０地点とする。詳細は各階平面図（別添参照）の通り。

なお、火災発生場所である「粗大ごみピット」内での測定は行わない。

1階：①執務室、②会議室、③環境学習施設「さすてな京都」セミナールーム、④事務所

2階：⑤委託事業者（カナデビア）執務室、⑥控室、⑦会議室、⑧中央制御室

3階：⑨定期プラットホーム監視室

5階：⑩クレーン操作室

4　測定項目及び測定方法

次の８項目（測定方法は、浮遊粉じんについては学校環境衛生基準に示すローボリウムエアーサンプラー法及び相対濃度計（デジタル粉じん計）を用いて測定する方法、その他の項目は室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）に示す最大濃度推定法とする。ただし、試料の採取は各地点１回とし、ブランク試験については実施しない。）

浮遊粉じん、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

5　成果品

・計量証明書等

・作業記録写真

6　その他

(1)　実施した調査結果は本市以外に提供してはならない。

⑵ 各地点及び採取資料について写真撮影を行うこと。

⑶ 施設内の立入禁止、火気厳禁、使用禁止、保護具着用等の指定場所における指示事項等を厳守すること。

⑷ 業務履行に当たり、南部クリーンセンターの運転、保守管理業務に支障を与えないこと。

⑸ 入場する車両については、履行場所の運営に支障がないように留意すること。

⑹ 関係法令等の遵守すること。